

## クリスマス



私は物欲がない方です。毎年、妻に「プレゼントは何がいい？」と聞かれると、「うーん…。なんでも」みたいな曖昧な回答ばかりでした。

しかし、今年はひらめきました。子どもとお揃いのお洋服。いわゆるペアルックというやつです。妻は「なるほど！」とあって、すかさずネットで検索し、親子3人のペアルックを提案してきました。どうやら妻もペアルックに便乗する気のようにです。しかし、私は「ママは真似しなくてよいよ。今回はパパと息子だけでいいんだよ」と。妻はちょっと不満そうでしたが、私の意をくみ取ってくれ、少し早めのクリスマスプレゼントを買ってきてくれました。

なお、実家に帰省した際にさりげなくペアルックをアピールしたところ、私の両親は2時間以上も気づかなかったことを報告いたします。

### 裁判所への書面の提出（民事編）

まず、原告が訴状を裁判所に提出します。これに対する被告の反論の書面を答弁書といいます。

その後、お互いの言い分、反論を準備書面で主張していきます。

原告訴状→被告答弁書→原告準備書面→被告準備書面…という具合です。今回こちらのターンだと、次回は先方のターンというかんじです。弁護士は複数の案件を抱えているので、「こちらのターン」が重なると正直しんどいです。ちょうどしんどい時期だったので記事にしてみました。

## 時事ネタ

夫婦別姓と女性の再婚禁止期間に関する最高裁判例が出ました。

再婚禁止期間については、司法試験的にはとても有名な論点でしたので、たびたび答練（答案練習会の略。模擬試験のこと）で出題されていました。私が司法試験の勉強を始めた約15年前から、受験生は「6か月もいらねえよ。100日で足りるよ。100日を超えたら違憲だよ」という答案を書く風潮がありましたので（私もです）、最高裁の結論は想定どおりのものでした。

ところで、違憲判決が出て法律の該当部分が自動的に削除されるわけではありません。今後、国会で民法733条を改正する法案が可決された場合にはじめて削除されます。テレビの報道を見ると、法律改正前であっても離婚後100日を経過した場合には婚姻届を受理する運用に変更するみたいです。しかし、行政はあくまで法律に基づかなければならないというルールがありますので（これを「法律による行政」といいます）、早期の法律改正が望まれます。

## 眞鍋・大関法律事務所

弁護士 大関 太郎  
〒301-0032 茨城県龍ヶ崎市佐貫1-15-3 藤田ビル  
TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536  
URL <http://mo-law.net/>  
営業時間：9:00～18:00（平日）  
土・日・祝日相談可能（要相談）

### 弁護士紹介 大関 太郎

平成13年 早稲田大学商学部 卒業  
平成18年 司法研修所入所  
平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）  
東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所  
平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え  
眞鍋・大関法律事務所 開設